

## 第12章 中小企業に対する助成等

### 第1節 中小企業に対する公害防止資金の融資制度等

#### 第1 中小企業公害防止資金特別融資

府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を発足させ、中小企業者が行う公害防止設備の設置・改善、工場移転等の公害防止対策の促進に寄与するとともに、公害規制の動向に対応して、融資条件の緩和、利子補給による利息負担の軽減など本制度の改善に努めている。

本制度の利用状況をみると、経済の高度成長と相まって増加の傾向を示していたが、石油危機以降の経済の不況を契機として昭和50年度以降漸減の傾向にあり、昭和52年度の融資実績は、融資件数240件、融資金額24億4145万円となっている（表3-12-1）。

表3-12-1 施設別融資実績の推移

（単位：千円）

| 施設別<br>区分      | 昭 48        |                        | 49          |                        | 50          |                        | 51          |                        | 52          |                        |
|----------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|------------------------|
|                | 件数          | 金 額                    | 件数          | 金 額                    | 件数          | 金 額                    | 件数          | 金 額                    | 件数          | 金 額                    |
| ばい煙、ガス、粉じん処理施設 | 147         | 1,424,620              | 155         | 1,322,200              | 102         | 854,000                | 73          | 627,100                | 61          | 471,700                |
| 汚水処理施設         | 92          | 960,200                | 128         | 1,315,900              | 112         | 1,157,900              | 105         | 1,094,000              | 104         | 1,081,000              |
| 騒音・振動防止施設      | 52          | 614,800                | 57          | 779,900                | 57          | 600,600                | 48          | 671,900                | 66          | 818,250                |
| 産業廃棄物処理施設      | —           | —                      | 10          | 80,500                 | 4           | 26,800                 | 5           | 55,500                 | 7           | 43,000                 |
| 地盤沈下防止施設       | —           | —                      | —           | —                      | —           | —                      | —           | —                      | 2           | 27,500                 |
| 合 計            | 291<br>(43) | 2,999,620<br>(597,700) | 350<br>(40) | 3,498,500<br>(715,100) | 275<br>(30) | 2,639,300<br>(466,000) | 231<br>(48) | 2,448,500<br>(717,300) | 240<br>(52) | 2,441,450<br>(771,500) |

（注）（ ）内は工場移転に係るものを示す。

## 第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

中小企業における設備の近代化あるいは企業構造の高度化を図るため、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）及び中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）に基づき、それぞれ中小企業設備近代化資金貸付制度、中小企業高度化資金貸付制度が設けられており、昭和52年度における公害関係の貸付実績は表3-12-2及び表3-12-3のとおりである。

表3-12-2 中小企業設備近代化資金貸付実績（昭和52年度）

（単位：千円）

| 区 分               | 件 数 | 金 額     |
|-------------------|-----|---------|
| 大 気 汚 染 防 止 関 係   | 3   | 10,418  |
| 水 質 汚 濁 防 止 関 係   | 12  | 91,399  |
| 騒 音 ・ 振 動 防 止 関 係 | 1   | 8,795   |
| 合 計               | 16  | 110,612 |

表3-12-3 中小企業高度化資金貸付実績（昭和52年度）

（単位：千円）

| 貸 付 の 種 類 | 貸 付 対 象       | 件数 | 金 額       |
|-----------|---------------|----|-----------|
| 共同公害防止資金  | 汚 水 処 理 施 設   | 1  | 32,560    |
| 工場等集団化資金  | 騒音・振動型工場等の集団化 | 3  | 792,090   |
| 工場共同利用資金  | 〃             | 4  | 2,505,051 |
| 合 計       | 計             | 8  | 3,329,701 |

## 第3 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

魚介類の水銀・PCB汚染により経営に被害を受けた鮮魚小売商等の中小企業者に対し、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が行う融資措置に係る利子補給事業に対し、昭和52年度において次のとおり補助を行った。

- (1) 対象市町 大阪市ほか20市町 (2) 対象件数 464件  
 (3) 利子補給総額 1,930千円 (4) 府補助額 1,592千円(うち国庫補助金1,255千円)

## 第2節 工場の適正配置及び集団化の促進

中小企業の振興と計画的な地域開発を推進し、併せて過密地域に生じている公害問題の除去を図るため、府では財団法人大阪府中小企業団地開発協会及び公害防止事業団による中小企業団地造成事業を促進している。

昭和52年度におけるこれらの概況は表3-12-4及び表3-12-5のとおりである。

表3-12-4 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地造成事業

(昭和52年度)

| 区分     | 団地名 | 富田林団地  | 柏原・羽曳野団地                                      |
|--------|-----|--|---|
| 位置     |     | 富田林市若松町、中野町、川面町地区  | 柏原市円明町、羽曳野市駒ヶ谷地区                              |
| 開発計画面積 |     | 292,800m <sup>2</sup>  | 393,237m <sup>2</sup>                         |
| 総買収面積  |     | 341,688m <sup>2</sup>  | 421,510m <sup>2</sup>                         |
| 実施状況   |     | 富田林市施工の土地区画整理事業により用地を造成することになっており、昭和51年4月土地区画整理審議会において仮換地の指定を受け、目下、進入路、街路の築造及び整地工事を実施している。 | 南部地区については、道路舗装、公園整備を除き、おおむね工事が完了し、現在分譲を行っている。 |

表3-12-5 公害防止事業団による団地造成事業 (昭和52年度)

| 事業名                                    | 所在地        | 企業数 | 面積                       | 総事業費            |
|--|------------|-----|--------------------------|-----------------|
| 堺地区(臨海工業)工場移転用地造成事業<br>(堺臨海工業団地協同組合)   | 堺市築港新町2丁6番 | 12  | m <sup>2</sup><br>50,000 | 千円<br>2,180,000 |
| 西淀川地区(鉄工)共同利用建物建設事業<br>(西淀川鉄工団地協同組合)   | 西淀川区中島2丁目  | 13  | 5,200                    | 1,366,000       |
| 堺地区(化学第2次)工場移転用地造成事業<br>(堺市化学工業団地協同組合) | 堺市築港浜寺西町   | 5   | 9,200                    | 420,000         |

### 第3節 公害防止技術研修等の実施

#### 第1 公害防止技術者研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を目的として、中小企業者及びその技術者等を対象とする研修を実施した（表3-12-6）。

表3-12-6 公害防止技術者研修の実施状況（昭和52年度）

| 区 分     | 期 間  | 日 数                       | 時 間                       | 受 講 者 数 |         |
|---------|--|---------------------------|---------------------------|---------|---------|
| 長 期     | 大 気 汚 染<br>水 質 汚 濁<br>騒 音・振 動<br>廃 棄 物 処 理 等 | 昭53. 1. 11<br>} 53. 3. 30 | 38                        | 150     | 人<br>51 |
|         | 短 期  | 大 気 汚 染                   | 昭52. 6. 27<br>} 52. 8. 10 | 15      | 42.5    |
| 水 質 汚 濁 |  | 昭52. 6. 27<br>} 52. 8. 10 | 15                        | 40      | 25      |
| 騒 音・振 動 |  | 昭52. 6. 27<br>} 52. 9. 14 | 16                        | 40      | 20      |

#### 第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所においては、府下の中小企業者を対象に公害防止技術についての相談、指導及び実地の巡回技術指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

昭和52年度におけるこれらの指導件数は表3-12-7のとおりであり、このうち公害防止巡回技術指導については、銑鉄鋳物製造業、メッキ製品製造業及び染色整理業の25企業を対象に実施した。

表3-12-7 公害防止技術相談・指導件数（昭和52年度）

| 種別      | 指導機関 | 工業技術研究所 | 繊維技術研究所 |
|---------|------|---------|---------|
| 大気汚染関係  |      | 422     | —       |
| 水質汚濁関係  |      | 285     | 19      |
| 騒音・振動関係 |      | 145     | 46      |
| 産業廃棄物関係 |      | 314     | 1       |
| 非用水型研究  |      | —       | 93      |
| その他     |      | 1       | —       |
| 合計      |      | 1,167   | 159     |

(注) 1 非用水型染色加工技術に係る相談については、繊維技術研究所において技術開発したものに對する相談、指導に係るものである。

2 「その他」には、有害物質の性質及びその分析方法、公害関係法令関係の相談等を含む。

### 第3 中小企業等における公害防止研究事業に対する助成

#### 1 公害防止研究事業の推進

社会的・経済的な環境の変化に対応するため、中小企業者の協同組合等が自ら行う組合等直面問題調査研究事業に対する助成措置のうち、公害防止のための調査研究に係るものとして、昭和52年度には大阪銑鉄工業組合、大阪半田協同組合、西日本鉛錫再精錬協同組合及び大阪電気協同組合の4組合に対し助成を行った。

#### 2 財団法人関西産業公害防止センター研究事業の推進

産業公害に関する種々の測定分析や公害防止に関する技術指導等を行うことを目的として設立された財団法人関西産業公害防止センターの行う研究事業の経費の一部について、昭和52年度には次のとおり助成した。

(1) 助成研究事業 原子吸光光度計の自動化システムに関する調査研究

(2) 補助金額 1,000千円

### 第4 環境計量証明事業関係事務の実施

計量法（昭和26年法律第207号）に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との関係を密にして環境計測の適正化に努めた。昭和53年3月31日現在における環境計量証明事業の登録数は109件である（表3-12-8）。

表3-12-8 環境計量証明事業登録数

(昭和53年3月31日現在)

| 登 録 区 分   | 登 録 数 |
|-----------|-------|
| 濃 度       | 76    |
| 騒 音 レ ベ ル | 33    |
| 合 計       | 109   |

#### 第4節 特定工場における公害防止組織の整備

工場における公害防止体制の整備を図るため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき特定工場を設置している者は、当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びそれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられており、昭和53年3月31日現在における府下726工場からの届出状況は表3-12-9のとおりである。

また、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、同法第12条に規定する措置の一環として、これら公害防止管理者等を対象として大阪府公害防止管理者等研修会（第5回）を開催した。

表 3-12-9 公害防止統括者等の届出状況

(昭和53年3月31日現在)

| 種 類                             |                  | 届出数   | 統 括 者 等      | 統括者等代理者        |
|---------------------------------|------------------|-------|--------------|----------------|
| 公 害 防 止 統 括 者                   |                  |       | 597<br>(266) | 590<br>(259)   |
| 公 害 防 止 主 任 管 理 者               |                  |       | 20<br>(5)    | 23<br>(6)      |
| 公<br>害<br>防<br>止<br>管<br>理<br>者 | 大<br>気<br>関<br>係 | 第 1 種 | 12<br>(4)    | 12<br>(4)      |
|                                 |                  | 第 2 種 | 71<br>(43)   | 66<br>(38)     |
|                                 |                  | 第 3 種 | 130<br>(50)  | 121<br>(42)    |
|                                 |                  | 第 4 種 | 246<br>(81)  | 244<br>(77)    |
|                                 | 水<br>質<br>関<br>係 | 第 1 種 | 13<br>(7)    | 11<br>(5)      |
|                                 |                  | 第 2 種 | 224<br>(149) | 207<br>(134)   |
|                                 |                  | 第 3 種 | 24<br>(5)    | 23<br>(4)      |
|                                 |                  | 第 4 種 | 122<br>(33)  | 119<br>(29)    |
|                                 | 騒 音 関 係          |       | 12<br>(11)   | 11<br>(9)      |
|                                 | 粉 じ ん 関 係        |       | 89<br>(29)   | 90<br>(29)     |
|                                 | 計                |       | 943<br>(412) | 904<br>(371)   |
|                                 | 合 計              |       |              | 1,560<br>(683) |

(注) ( ) 内は市町村長の権限に係るもので内数である。